

伊勢茶振興計画（中間案）

～愛ある伊勢茶元気プラン（仮称）～

令和3年10月

三重県

目 次

はじめに	1
第1章 振興計画の策定について	
1 振興計画策定の趣旨	2
2 振興計画の計画期間	2
第2章 本県における茶産地・茶業の現状（これまでの成果と課題）	
1 本県茶産地・茶業の現状	3
（1）茶生産の現状	
①栽培面積・生産量・産出額	
②担い手	
③生産基盤	
（ア）老朽化茶園の改植及び戦略的品種の導入	
（イ）機械・施設の導入	
④茶園の継承・集積や離農茶園への対応	
（2）茶の流通・消費の現状	
①流通状況	
②消費動向	
③販路拡大に向けた取組	
（ア）国内における販路拡大	
（イ）海外に向けた販路拡大	
④消費拡大に向けた取組	
（3）安全安心な伊勢茶の確保における現状	
①GAPの取組現状	
（参考）前指針の目標に対する進捗の状況	
第3章 三重県茶業を取り巻く情勢の変化	
1 社会情勢の変化	11
（1）社会のDXの進展	
（2）SDGsの実現に向けた取組の加速化、脱プラスチック、脱炭素化の取組の進展	
（3）テレワークなど、新しい生活様式の定着加速	

2 茶の消費動向の変化	11
(1)茶における消費者ニーズの多様化	
(2)消費者の購入先の変化	
(3)世界的な緑茶消費の増加や有機栽培茶等の輸出拡大	
3 気候変動による生産環境の変化	12
(1)遅霜や干ばつの発生など気候変動への懸念	

第4章 本県茶業のめざすべき姿と基本的な取組方向

1 前指針からの見直しの視点	13
2 めざすべき姿	14
3 基本的な取組方向	14

第5章 目標指標及び具体的な取組内容

1 目標指標	16
2 具体的な取組内容	17
取組方向 I-1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大	
.....	17

課題

具体的な取組内容

- I-1-1 持続可能な経営体の育成
 - (ア) 大規模経営体
 - (イ) 自販等多角化経営体
 - (ウ) 他品目を組み合わせた複合経営
- I-1-2 新規就農者や多様な担い手の確保・育成
 - (ア) 人材確保に向けた労働環境・人材育成体制の構築
 - (イ) 多様な働き手を活用する仕組みづくり
- I-1-3 生産効率の高い生産基盤づくり
 - (ア) 茶園の整備・改良、集積、品種分散、リスク対応の推進
 - (イ) 茶栽培・加工における機械・施設の導入
 - (ウ) スマート茶業技術等の研究開発・実証普及
 - (エ) 耕作放棄茶園の発生を防ぐための他作物の導入推進
- I-1-4 多様なニーズに対応できる生産体制の整備
 - (ア) 国内実需者のニーズに対応できる生産体制の整備
 - (イ) 輸出先国の残留農薬基準や消費者ニーズに対応した生産体制の構築
 - (ウ) 国際水準 GAP の導入推進及び団体認証取得に係る DX

取組方向Ⅰ-2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化	・・・	23
課題		

具体的な取組内容

Ⅰ-2-1 市場の活性化や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大

- (ア) 茶市場における斡旋や販売機能の強化
- (イ) 国際認証を生かした国内外における販路拡大

Ⅰ-2-2 輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備

- (ア) 輸出に対応できる流通販売体制の整備
- (イ) 伊勢茶産地からの直接輸出体制の構築

取組方向Ⅱ 県民運動による伊勢茶の消費拡大の促進	・・・	26
課題		

具体的な取組内容

Ⅱ-1 茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大

Ⅱ-2 消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案

- (ア) ティーバッグ、粉末茶等を活用した簡便な飲み方による消費拡大
- (イ) 茶の機能性を生かした需要の開発

Ⅱ-3 小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進

Ⅱ-4 食育活動の推進

Ⅱ-5 伊勢茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制と重点プロジェクトの推進	・・・	30
2 進捗管理の実施	・・・	33

はじめに

豊かな自然を有する本県は、年平均気温が 14～15℃、年降雨量 1,500 mm 以上と、ほぼ全域が茶の生産適地となっています。また、古くから隣接する京都府とともに茶産地が形成されてきたことから、茶の生産量は全国第 3 位で全国的にも主要生産県のひとつであるとともに、本県の主要な農産物となっています。南北に長い県の特性を活かし、北勢地域から中南勢地域の丘陵地や山麓地にかけて、各地で特徴ある茶が生産されています。

歴史的には、本県では 10 世紀初頭に茶の栽培が始まり、その後、江戸時代に本県出身の商人が上方や江戸で幅広く茶を提供していました。明治期には輸出用の茶や紅茶の生産が盛んに行われ 4,500ha の生産面積を誇っていましたが、輸出減少や茶況の低迷等により昭和 20 年代まで減少が続きました。その後、高度成長期に入ると生産が拡大し、昭和 55 年には 4,000ha 規模にまで拡大しましたが、食生活の多様化や各種飲料の伸展により消費量は停滞から減少傾向に転じ、令和 2 年の栽培面積は 2,710ha となっています。

一方で、平成 19 年に地域団体商標（地域ブランド）に「伊勢茶」を登録し、生産者、関係者が一丸となってブランド化に取り組んでいます。また、積極的な GAP 認証取得など、安全安心の取組を推進しており、茶は本県農業の振興においても、ますます重要な役割を果たす品目となっています。

このような中、国においては、平成 23 年 4 月に「お茶の振興に関する法律」が策定され、平成 24 年 4 月には「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」（令和 2 年 4 月改定）が公表されました。また、本県においても、県民の健全で豊かな食の実現と、本県の農業・農村の持続的な発展に向けて、平成 28 年 3 月に「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画・行動計画」を策定しました。

また、令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症による景気の落ち込みが一段と深刻化し、お茶の販売環境も国内においては、デパートの休業に伴う販売減、観光地の閉鎖による茶小売店舗の休業などあり、海外においては輸出に関する商談がストップする等、非常に厳しい状況となっています。

これらを踏まえ、本県茶業振興への基本的な方向を示し、茶業の振興と茶産地の維持発展に資することを目的に、令和 13 年度を目標年次として「伊勢茶振興計画」を策定します。

第1章 振興計画の策定について

1 振興計画策定の趣旨

これまで、本県の茶業を将来にわたり持続的に発展させていくため、平成23年3月に策定（平成25年1月一部改定）した、「三重県茶業振興の指針」に基づき、さまざまな取組を推進してきました。

10年が経過し、新たな課題が明らかになってきたほか、茶業を取り巻く情勢の変化、国が見直した「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」等も踏まえ、指針を見直して、お茶の振興に関する法律（平成23年法律第21号）に基づき、伊勢茶振興計画を策定することとしました。

2 振興計画の計画期間

茶業の振興と茶産地の維持発展に資することを目的に、計画期間を令和4～13年度（10年間）とします。

また、計画は、基本的にはおおむね5年ごとに見直すこととしますが、茶業を取り巻く情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、適宜見直します。

第2章 本県における茶産地・茶業の現状（これまでの成果と課題）

1 本県茶産地・茶業の現状

(1) 茶生産の現状

① 栽培面積・生産量・産出額

本県の茶生産は、茶栽培面積、荒茶生産量、生葉・荒茶産出額でいずれも静岡県、鹿児島県に次ぐ全国3位に位置付けられています。

茶栽培面積は昭和56年には4,140ha規模にまで拡大しましたが、ライフスタイルの多様化や各種飲料の伸展による消費量の減少、生産者の高齢化や担い手の不足により平成22年以降、毎年10ha～100haの範囲で減少を続けています。

荒茶生産量は昭和50年代に7,000tを超え、茶飲料向け需要の拡大等で平成24年には7,740tとなりましたが、栽培面積の減少と共にそれ以降は漸減傾向にあり、特に令和2年は新型コロナウイルス感染症による市況の暴落等もあり、過去最低の生産量となりました。

産出額は、県全体の農業産出額1,106億円のうち6.0%（66億円）を占め、米、鶏卵、肉用牛、豚、生乳に次いで第6位となっており、三重県の重要な農産物となっています。

本県で生産される茶種は、県内全域で生産される「普通煎茶」、北勢地域を中心に「かぶせ茶」、南勢地域を中心に「深蒸し煎茶」がそれぞれ地理的な特徴を活かして生産されており、なかでも「かぶせ茶」を含む「おおい茶」は全国1位の生産量（令和元年度 2,648t）を誇っており、需要に対応し、生産が拡大しています。

【栽培面積】

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
面積 (ha)	3,210	3,180	3,170	3,150	3,110	3,040	3,000	2,950	2,880	2,780	2,710

農林水産省「農林水産統計」

【荒茶生産量】

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
生産量 (t)	7,100	7,350	7,740	7,130	6,770	6,830	6,370	6,130	6,240	5,910	5,080

農林水産省「農林水産統計」

【生葉・荒茶産出額】

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
産出額 (億円)	78	97	101	87	89	87	88	90	84	66

農林水産省「農林水産統計」

② 担い手

本県における栽培農家数は、平成 22 年から令和 2 年にかけて（農林業センサス）、59%の減少となっています。また、栽培面積は、農林水産統計によると、平成 22 年から令和 2 年にかけて、約 16%の減少となっています。製茶工場数は平成 22 年から令和 2 年にかけて、約 47%減少しています。茶工場の規模別で見ると 100t 未満の工場の減少が顕著となっています。

一方、茶農家 1 戸当たりの経営面積の平均は平成 22 年が 2.2ha であり、令和 2 年は 4.5ha と増加しています。また、製茶工場 1 軒当たりの茶葉取扱い面積の平均は平成 22 年の 7.81ha に対し、令和 2 年は 12.37ha と拡大しています。

【販売農家数】

年度	H22	H27	R2
販売農家数（戸）	1,455	967	601

農林業センサス

【製茶工場数】

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
工場数 (軒)	411	400	398	362	320	313	288	263	245	231	219	
年間 生葉 処理 量	100t 以上	74	73	73	73	81	81	79	78	77	75	71
	100t 未満	337	327	325	291	239	232	209	184	168	156	148

県調査

③ 生産基盤

(ア) 老朽化茶園の改植及び戦略的品種の導入

本県では、昭和 35 年以降、在来品種から優良品種である「やぶきた」への改植が進みましたが、樹齢 30 年を超える老朽化した茶園が多く見ら

れるようになりました。平成17年からの「伊勢茶リフレッシュ運動」や平成23年度から始まった茶改植等支援事業（国事業）などの取組により改植は進んでいますが、経営の悪化等により計画どおりには進んでいない状況です。

一方、一部では「きらり31」、「せいめい」、「さえあかり」など、農家ごとの経営戦略に合わせた品種の導入を進める動きも見られます。

【樹齢別茶栽培面積（H27年度）】

樹齢	～10年	11～20年	21年～30年	30年以上	計
栽培面積 (ha)	336	410	527	1,767	3,040
割合 (%)	11.1	13.5	17.3	58.1	

県調査

【新植・改植、台切の実施面積】

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
新植 (ha)	2.0	0.8	1.2	2.4	3.5	1.6	1.5	5.36	5.00	6.66	30.0
改植 (ha)	10.1	24.9	16.3	11.6	12.7	8.3	5.0	9.76	8.46	10.76	117.9
台切 (ha)	2.7	2.2	3.9	3.1	5.4	1.1	0.1	1.60	1.87	1.93	23.9
計 (ha)	14.8	27.9	21.3	17.1	21.6	11.0	6.6	16.7	15.3	19.4	171.8

三重県茶業会議所調査

【新品種栽培面積の推移】

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
栽培 延べ 面積 (ha)	きらり31	1.12	2.43	3.39	4.78	7.67	10.51	12.70
	さえあかり	1.14	1.14	1.14	1.53	1.53	2.86	2.86
	せいめい	0.22	0.44	0.44	0.44	0.44	1.23	3.21
合計		2.49	4.02	4.97	6.75	9.63	14.61	18.77

県調査

(イ) 機械・施設の導入

茶生産の合理化、低コスト化に向けて、昭和40年以降、動力摘採機や揉捻機などが普及し、多くの作業で機械化が進みました。昭和60年頃には製茶工場の共同化、製茶機械の大型化が進み、平成に入り防霜ファンの導入も拡大しました。特に乗用管理機については、三重県が他府県の産地

に比べ比較的平坦地や緩傾斜の茶園が多いことから、機械の改良にあわせて平成7年以降に導入が進みました。近年では、共同で生産・加工・販売を一貫して行うための施設整備の取組がみられ、芽売り農家も含めた効率的な利用が行われています。

一方、荒茶価格の低迷が茶工場経営を圧迫しており、製茶機械の更新などの設備投資ができない状況を生んでいます。

また、茶工場の集約化が進むにつれ、製茶技術が平準化されたため、荒茶の品質や特徴の差が小さくなってきています。

④ 茶園の継承・集積や離農茶園への対応

高齢化、後継者不足、茶価低迷等による茶経営からの撤退等の生産縮小に伴い、大規模な茶経営体への茶園の集積が進んでいます。一方で、乗用管理機等が活用できない傾斜地や狭小な茶園など、効率的な栽培に不利な場所を中心に耕作放棄地化する茶園がみられます。

(2) 茶の流通・消費の現状

① 流通状況

三重県で生産されたお茶は主に県内市場に出荷され、その後県内茶商を中心に取引が行われています。平成27年には県内の2市場が合併し、三重茶農業協同組合が設立されるなど、市場機能の強化が図られました。

令和元年における県内での仕上げ茶*出荷額をみると、65億3,800万円であり、全国シェアの2.7%（全国計2,409億1,800万円・静岡県1,339億4,200万円(55.6%)、鹿児島県85億9,400万円(3.6%)、京都府323億1,500万円(13.4%)）と少なく、その多くは伊勢茶ではなく、他府県の銘柄茶のブレンド原料として使用されています。

一方、市場価格の変動に影響されない販売方法として、大手ドリンクメーカーと直接契約することにより、市場を経由せず全量を直接販売する生産者も出てきています。

また、消費者のリーフ茶の購入先として専門店が減少する中、インターネットを含む通信販売での購入が拡大するなど消費・流通構造が変化してきており、消費者に直接販売をする生産者も増加してきています。

※荒茶と仕上げ茶：荒茶とは、茶園から摘採した茶葉を「蒸す・揉む・乾燥する」工程で一次加工した茶を言います。この荒茶から、木茎、粉などを取り除き、茶葉の大きさを揃えて火入れ（乾燥）する二次加工をした茶を仕上げ茶と呼びます。通常市販されているお茶のことです。

② 消費動向

近年の緑茶消費動向は、多種多様な飲み物が提供され、消費者の選択の幅が広がり、急須離れも進んでいることから、ここ10年間の国内における一世帯当たりの緑茶（リーフ）の購入数量・支出金額は、右肩下がりとなっています。一方で、一世帯当たりの茶飲料（ペットボトル等）の支出金額については平成19年ごろを境に茶飲料（ペットボトル等）が緑茶（リーフ）を上回って以来、増加を続けていますが、近年は頭打ち傾向にあります。

総務省の家計調査によると、直近3か年（平成30年～令和2年）の三重県（津市）における一世帯当たりの平均緑茶購入数量は1,137g（全国第4位）であるものの、生産量1位である静岡県2,198g（全国第1位）に比べて少なくなっています。

令和2年度、国補助事業（茶販売促進緊急対策事業）を活用し、地域のイベントや首都圏・関西圏の量販店、観光地のホテル等における伊勢茶試供品の配布を実施し、新しい茶の飲み方として、簡便かつ本格的に伊勢茶を楽しんでいただくための高級ティーバッグ活用の啓発を行いました。その結果、品質の高さやティーバッグの便利さを評価された一方で、伊勢茶の認知度や購入先の周知、伊勢茶商品が不足していることがわかりました。

【一世帯当たりの緑茶購入量及び支出金額（平成30年～令和2年の平均）】

	静岡市	鹿児島市	津市	京都市	福岡市
購入量（g）	2,198	1,041	1,137	1,001	891
全国順位（位）	1	9	4	11	18
支出金額（円）	9,671	5,815	3,933	3,512	4,113
全国順位（位）	1	4	18	29	16

総務省統計家計調査

③ 販路拡大に向けた取組

（ア）国内における販路拡大

リーフ茶としての消費が減少し、茶価が低迷している中、実需者からのドリンク原料向けの茶や菓子類・麺類などに利用する食品加工用抹茶の需要拡大に対し、水色の良いかぶせ茶の生産拡大が図られたとともに、本県で開発された「もが茶*」加工等により、販路の拡大に取り組んできました。

また、近年では直接販売に力を入れている生産者も見られ、一部では県内のみならず県外にも販売店舗を構え、積極的に販路の拡大に取り組んで

います。さらに、緑茶カフェの開業など6次産業化により新たな付加価値を生みだし、新商品の開発や販路の開拓につなげている生産者も見られます。

※もが茶：食品加工用碾茶のこと。生葉を蒸したのち、揉まずに平のまま乾燥して軸や葉脈を取り除いたもので、粉末にしてスイーツや食品の原料、抹茶の代用品として使われています。

(イ) 海外に向けた販路拡大

日本からの茶の輸出量について、平成22年は2,232tでしたが、令和2年には5,274tとなり、拡大を続けています。農林水産省は令和2年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定し、茶を輸出重点品目の一つとして位置づけ、茶の輸出目標額を2019年の146億円から2025年には312億円にすることを掲げています。

三重県産のお茶は、流通事業者から特に米国、台湾向けにそれぞれの国の残留農薬基準に対応する農薬使用が求められており、北勢地域を中心に、既に市場出荷された茶の約半数については、輸出向け防除体系で生産が行われています。生産した茶の一部は原料茶として他県産にブレンドされて輸出向けに出荷されていると推測されます。輸出向け茶の生産要望が増える中、流通事業者から提示される防除暦に従うことでローテーション防除ができなくなるなど新たな課題が生じています。

一方で、伊勢茶としての輸出については、一部の生産者が有機栽培茶を中心に輸出事業者に対し出荷している他、平成30年1月から産地からの直接輸出の拡大を目的に「伊勢茶輸出プロジェクト」がスタートし、三重県と株式会社エイチ・アイ・エスとが締結した「三重県と株式会社エイチ・アイ・エスとの食の海外展開に係る戦略的連携協定」に基づき、新たな輸出ルートづくりに取り組んできました。その結果、アゼルバイジャン共和国の食品企業への原料供給が実現し、現地でティーバッグや抹茶チョコレートに商品化され、同国内で販売されるとともに、第三国への販路拡大に向け取り組んでいるところです。

④ 消費拡大に向けた取組

三重県産茶の消費拡大を図るため、平成19年に三重県産100%の緑茶を地域団体商標「伊勢茶」として登録し、三重県の茶産地全体のブランドとして認知度の向上に取り組んでいます。

また、三重県を代表する県産品と事業者を認定する「三重ブランド」(平

成 13 年度～) による伊勢茶の 7 業者の認定や、(財) 食品産業センターの制度である「本場の本物」による三重茶農業協同組合「伊勢本かぶせ茶」の認定など、県内外への伊勢茶の情報発信が行われています。

さらに平成 28 年度には、首都圏での伊勢茶カフェの展開や、第 42 回主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）における伊勢茶や伊勢茶を使った食品の提供を行いました。平成 29 年度に開催されたお伊勢さん菓子博では、県内高校生考案の伊勢茶スイーツが紹介されるなど、多くの伊勢茶関係の土産物が販売されました。

各産地においては、生産者や生産者団体が消費拡大イベントを実施するとともに、小中学校等の教育機関と連携して淹れ方教室などを開催しています。直売所やカフェを運営する個別の生産者は、消費者に伊勢茶の魅力や楽しみ方を直接伝えるなど積極的な情報発信を行い、消費拡大に努めています。

伊勢茶産地全体では、伊勢茶推進協議会等が伊勢茶 PR を目的とした看板の整備・維持、中京圏、首都圏での伊勢茶 PR、高校生や消費者を対象とした淹れ方教室の実施などを行っています。

また、令和 3 年度においては、県内の伊勢茶消費の拡大をめざし、プラスチックごみ削減の観点も踏まえ、マイボトルを活用して伊勢茶を楽しむスタイルを提案する「伊勢茶マイボトルキャンペーン」を開始しました。キャンペーンでは、働くシーンにおける伊勢茶の飲用を促すため、「伊勢茶応援企業」を公募して賛同いただいた県内企業に対し、伊勢茶ティーバッグを試供品として配付しています。また、これが実際の消費につながるように、小売店においては、店頭でのキャンペーンのポスター、POP の掲出やパンフレットの配布により、キャンペーンの周知と、伊勢茶商品の PR を促進しています。

(3) 安全安心な伊勢茶の確保における現状

① GAP の取組現状

消費者の食の安全安心への要望に対応するため、本県では、三重県茶業会議所を核として、平成 11 年に「環境にやさしい安全安心な伊勢茶づくり運動」を提唱し、平成 15 年には全国に先駆けて生産履歴の記帳を実施するなど、着実な取組を進めてきました。また、平成 20 年からは生産地における「伊勢茶 GAP」の推進や製茶工場での衛生管理の強化に取り組み、平成 27 年度には三重茶農業協同組合で ICT を活用した伊勢茶トレーサビリティシステムが導入され、記帳作業や情報提供などが迅速に行える体制整備を図りました。この頃より実需者からの要望で JGAP 等第三者認証の取得を求

められるようになり、大規模経営体を中心に取得が進み、令和2年度末現在、JGAPやAS I AGAP等の国際水準GAPが51 経営体 186 農場で認証取得されています。

また、国際水準GAP認証取得51 経営体のうち13 経営体が団体認証となっています。団体認証の取組は各農業者の負担軽減や審査経費の節減につながるとともに、内部統制を効果的に機能させることによって、栽培履歴やまとまったロット管理が可能です。しかし、団体が拡大するに従い団体事務局への事務作業の負担が増加することから、団体認証の取得や団体の集約化が進んでいない状況となっています。

また、有機JAS認証取得(15件)、みえの安心食材表示制度の登録(26件)も進んでいます。

(参考) 前指針の目標に対する進捗の状況

	三重県茶業振興の指針 (H23)		実績		参考	
	平成20年	令和2年 (目標)	令和2年度	R2/目標	令和元年度	R1/目標
茶園面積	3,260ha	3,020ha	2,710ha	89.7%	2,780ha	92.0%
荒茶生産量	7,490t	7,000t	4,696t	67.1%	5,910t	84.4%
生葉荒茶粗生産額	82 億円	70 億円	66 億円 (R1)	94.3%	84 億円 (H30)	120%
製茶工場数	440 軒	360 軒	219 軒	60.8%	231	64.2%
煎茶生産量	3,730t	3,200 t	1,099t	34.3%	1,246	38.9%
おおい茶生産量	1,660t	1,800 t	1,720t	95.6%	2,648	147%

第3章 三重県茶業を取り巻く情勢の変化

1 社会情勢の変化

(1) 社会のDXの進展

様々な分野において、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展が予想される中、農業においては、特に、スマート農業技術など労働力不足や生産性向上に対応する手段のひとつとして期待されています。茶においては、茶摘採機の自動化やドローンでの病害虫発生状況のセンシング、フィールドカメラによる茶園の生育状況判断等の研究が進められているほか、スマートフォンやタブレットを活用した作業管理ツールは一部実用段階に入ってきており、そうした技術の現場への実装を関連事業者などと連携し、強かに推進する必要があります。

(2) SDGsの実現に向けた取組の加速化、脱プラスチック、脱炭素化の取組の進展

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現に向けた取組が、国内で着実に広がっています。

また、近年、プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な課題として注目されるなか、農業生産においても、各種資材でプラスチックを使用していることから、プラスチック問題に対しても適切に対応することが必要です。

さらに、令和3年5月に持続可能な食料システムの構築に向け「みどりの食料システム戦略」が策定され、2050年までに、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現や化学農薬の使用量の50%低減、化学肥料の使用量の30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大などがめざす姿として設定されているところです。

(3) テレワークなど、新しい生活様式の定着加速

新型コロナウイルス感染症拡大により、外出自粛への対応としてスタートしたテレワーク等の新しい生活様式が定着しつつあります。その結果、自宅で過ごす「巣ごもり需要」として家庭用のリーフ（ティーバッグ）などへの関心が高まっており、令和2年度の消費量、支出額はともに、増加しており、今後一定の消費形態となることが予想されます。

2 茶の消費動向の変化

(1) 茶における消費者ニーズの多様化

近年の緑茶の消費動向は、多種多様な飲み物、飲み方が提供され、消費

者の選択の幅が広がっており、急須離れも進んでいることから、リーフ茶は減少傾向で推移しており、拡大傾向にあったペットボトルなどの緑茶ドリンクについても近年は横ばいの状況となっています。一方、ティーバッグや粉末茶など、簡便に飲用できるお茶の需要が伸びつつあり、健康志向が高まる中、茶の機能性成分にも注目が集まっています。

(2) 消費者の購入先の変化

総務省家計調査における1世帯当たりのリーフ茶購入先別の比率から見ると、昭和44年には専門店が70%近くを占めていましたが、平成26年にはスーパー等が35%、専門店が26%と変化しています。さらに、農林水産省が令和2年度に実施した「緑茶の飲用に関する意識・意向調査結果」によると、リーフ茶の購入先として、スーパーが48.7%と拡大し、専門店は15.7%と減少しています。一方で、インターネットを含む通信販売での購入が15.1%を占めるなど消費・流通構造が変化してきています。

(3) 世界的な緑茶消費の増加や有機栽培茶等の輸出拡大

新型コロナウイルス感染症拡大による家庭での巣ごもり需要の増加などを受け、令和2年の緑茶の輸出額は過去最高額（162億円）となっています。米国向けやEU向けの輸出額は最近5年間でいずれも増加傾向で推移しています。

形状別の緑茶の輸出実績を見ると、米国では抹茶を含む「粉末状の緑茶」が、EUや台湾ではリーフ茶である「その他の緑茶」の輸出が多く、国により傾向が異なります。

有機認証制度の同等性等の仕組みを活用した有機栽培茶輸出数量は増加傾向で、特にEU向けでは大きな割合を占めています。

3 気候変動による生産環境の変化

(1) 遅霜や干ばつの発生など気候変動への懸念

近年、二番茶後の少雨（干ばつ）による三番茶芽の生育不良や暖冬による再萌芽、遅霜による凍霜害など、様々な気候変動が、茶の生産に影響を及ぼしています。

第4章 本県茶業のめざすべき姿と基本的な取組方向

1 前指針からの見直しの視点

○生産面

前指針では、1経営体当たりの生産規模の拡大は進んだものの、リーフ茶の需要減少に伴う茶価の低迷など将来の情勢に対する不安感から、老朽化茶園の新改植や戦略的品種の導入、栽培管理機や工場機械等の設備投資が進まず、生産者数や茶工場の減少が続くなど、生産面の課題が浮き彫りとなりました。

このため、大規模生産における低コスト化や特徴ある茶の生産製造販売による高付加価値化、茶以外の品目導入による経営の複合化など経営体のタイプ別の課題への生産対策に注力して取り組むことが必要となっています。

また、消費者ニーズの多様化から、国内外の実需者ニーズに対応したお茶の生産体制の整備を推進する必要があります。

さらに、少雨や暖冬などの気象災害が茶生産における重大なリスクの一つになっており、収量の減少や品質低下に影響していることから、基本的な栽培技術の励行に加え、収入保険等への加入などによるリスクへの対応が必要となっています。

○担い手面

茶価の低迷が継続することによる生産者数の減少、高齢化等が進む中、後継者の確保を含む経営継承が困難になってきています。このため、既存経営体の収益性向上による経営体質の強化を図るとともに、家族経営から、共同化・法人化等により従業員を確保しやすい経営体形態への転換や労働環境や人材育成制度の整備を進める必要があります。

○流通面

前指針では市場の合理化として、茶専門農協の合併や市場施設の整備などが進んだものの、近年全国的に茶情勢が厳しい中、価格形成は他県の相場により大きく左右されるようになってきています。

このため、市場の活性化を図るためには、市場運営の合理化に向けた取引方法の検討や販売強化に向けた取組が必要です

また、今後拡大が予想される海外販路への対応として輸出における販売流通体制の整備の推進が必要です。

○消費面

前指針では、伊勢茶のブランド化を推進したものの、未だ、伊勢茶の認知度が十分でなく、県内での伊勢茶消費も少ないことから、関係機関や他業種とも

連携し、あらゆる機会を通じて伊勢茶の魅力を発信し、消費拡大を図る必要があります。

また、お茶の購入先の変化（茶専門店→量販店、インターネット）から、消費者の購買傾向を把握し、より効果的な流通・販売体制を構築する必要があります。

2 めざすべき姿

持続可能で元気な茶業の実現と県民が誇りに思える伊勢茶産地づくりに向け、次の状況になることをめざします。

- (1) 意欲ある茶業経営体がそれぞれの実情に応じた経営戦略に基づき、安定した収益を確保するとともに、実需者ニーズに的確に対応できる流通体制が整備され、海外も含めて販路が拡大している姿。
- (2) 県内において、飲用のための伊勢茶の商品が拡大するとともに、伊勢茶を活用した加工品や料理、サービスなどの提供を通じて、県民の伊勢茶への愛が深まり、伊勢茶の消費が拡大している姿。

3 基本的な取組方向

めざすべき姿の実現に向けた取組方向として、「所得向上」と「消費拡大」の両輪で取組を進めます。

- (1) 経営体の育成と販路拡大に加え、消費拡大を通じて将来高まる県内需要の獲得により、「所得向上」につなげます。
- (2) まずは、県内での日本茶の「消費拡大」に取り組み、開拓した日本茶需要を伊勢茶の需要に転換していきます。

【取組方向Ⅰ-1】伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大

多様な担い手の確保・育成、生産効率の高い基盤づくり、生産体制の整備を図ります。

●具体的な取組方向

- ① 持続可能な経営体の育成
- ② 新規就農者や多様な担い手の確保・育成
- ③ 生産効率の高い生産基盤づくり
- ④ 多様なニーズに対応できる生産体制の整備

【取組方向Ⅰ-2】伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化

伊勢茶の取引拡大を図るために、関係機関と連携し、県内市場の活性化を図るとともに、輸出における販売流通体制の整備を推進します。

●具体的な取組方向

- ① 市場の活性化や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大
- ② 輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備

【取組方向Ⅱ】県民運動による伊勢茶の消費拡大の促進

関係機関と連携し、伊勢茶のPRや食育活動の推進、歴史・文化を通じた茶の魅力発信等を実施し、消費拡大を図ります。

●具体的な取組方向

- ① 茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大
- ② 消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案
- ③ 小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進
- ④ 食育活動の推進
- ⑤ 伊勢茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信

第5章 目標指標及び具体的な取組内容

1 目標指標

茶の産地振興を図り、令和13年の目標指標を下表のとおり定めます。

指標	現状 (R2)	目標 (R13)
◎茶の認定農業者のうち、他産業従事者と同程度以上の農業所得がある者の割合	%	%
○茶園の将来の利用についての具体的な合意形成が図られている集落数	集落	集落
◎直近3か年の1世帯当たりの茶の平均購入量	g	g
○伊勢茶の消費拡大に協力していただく店舗・事業者数	箇所	箇所

2 具体的な取組内容

取組方向 I-1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大

めざす方向

多様な担い手の確保・育成、生産効率の高い基盤づくり、生産体制の整備を図ります。

- ① 持続可能な経営体の育成
- ② 新規就農者や多様な担い手の確保・育成
 - (ア) 人材確保に向けた労働環境・人材育成体制の構築
 - (イ) 多様な働き手を活用する仕組みづくり
- ③ 生産効率の高い生産基盤づくり
 - (ア) 茶園の整備・改良、集積、品種分散、リスク対応の推進
 - (イ) 茶栽培・加工における機械・施設の導入
 - (ウ) スマート茶業技術等の研究開発・実証普及
 - (エ) 耕作放棄茶園の発生を防ぐための他作物の導入推進
- ④ 多様なニーズに対応できる生産体制の整備
 - (ア) 国内実需者のニーズに対応できる生産体制の整備
 - (イ) 輸出先国の検疫や消費者ニーズに対応した生産体制の構築
 - (ウ) 茶栽培履歴の管理や国際水準 GAP の団体認証取得に係る DX

課題

- ・ 茶生産者の高齢化や担い手不足、茶価の低迷がさらに顕著となり、茶経営の継続が厳しくなっていることから、経営体の体質強化を図る必要があります。
- ・ 次世代経営者不足に直面していることから、人員の確保と共に、若手経営者や後継者等を栽培面や経営面で高い管理能力を有する経営者候補として育成する必要があります。
- ・ 茶業経営の安定化を図るため、茶の繁忙期と重ならない品目の導入等、経営の複合化などに取り組むことが必要です。
- ・ 県内には老朽化茶園が多数あることから、生産性の向上等を図るため、今後も計画的に改植に取り組む必要があります。
- ・ 高温や少雨、暖冬等の気象災害に備えるため、栽培管理の徹底や防霜施設等の整備に取り組む必要があります。
- ・ 茶工場については、施設整備から年数が経過しており、製茶機械の更新

が必要です。

- ・ 中山間地域を中心に高齢化等によるお茶の生産者の離農の増加が予想されることから、地域ごとに優良な茶園を担い手に集約するとともに、それ以外の茶園を耕作放棄地とならないように適正に管理する取組を検討する必要があります。
- ・ 消費者の嗜好が多様化する状況において、そのニーズに合った茶の生産体制の構築が必要です。
- ・ 輸出事業者からのニーズが高い有機栽培茶に関しては、求められる価格での効率的な生産が難しいことから生産拡大が進まない状況であり、コスト低減を図るため、省力的な有機栽培技術の実証・普及が必要です。
- ・ 一部の実需者からは海外への販売等も踏まえて、国際水準GAP認証や有機JAS認証等の取得を求めてきていることから、取引拡大のためには積極的な認証取得が必要です。
- ・ GAP団体認証取得に当たっては、審査費用や団体事務局の事務負担が課題となっています。

具体的な取組内容

取組方向 I-1-1 持続可能な経営体の育成

高齢化や担い手不足、茶工場機械の更新、茶価の低迷など、茶業を取り巻く環境は非常に厳しい状況です。このような状況下で、茶業経営を存続していくためには、各経営体の経営体質強化を図る必要があります。そのため、製茶工場の有無や経営面積、販売体制など様々なタイプに応じて収益向上が図れるよう、経営体の支援に取り組みます。

(ア) 大規模経営体

- 「人・農地プラン」や農地中間管理事業を活用した茶園の集積・集約化による低コスト化や栽培管理の効率化を促進します。
- 集積・集約化に併せ、生産性の向上等を図るため、茶の改植を促進するとともに、品質の向上等を図るため新品種の導入を促進します。
- 品質の高位水準を維持するため、芽売り農家との連携強化を促進し、共通の肥培管理を進めるとともに、摘採時期が集中し工場での生葉品質の低下や刈止め等が起こらないように、計画的な摘採を促進します。
- 多くの圃場を効率よく管理するため、栽培管理システムの導入による生産者のデータ活用を促進します。

(イ) 自販等多角化経営体

- 自販等多角化経営体において、高付加価値化による収益向上をはかるため、味や香りに特長のある品種を導入し、その特長を活かした、リーフ商品（シングルオリジン・他品種飲み比べ）やティーバッグ等の簡便に飲用できる商品、加工品など多様な消費者ニーズに対応した商品開発を推進します。
- 6次産業化（総合化事業計画の認定等）に向けた支援を行うとともに、新商品開発やサービスの提供に向け、食品製造事業者や飲食事業者等他業種との連携を促進します。また、茶産地の景観を活かしながら、茶摘みや喫茶体験を通じて茶生産者と交流する「お茶ツーリズム」の実施を推進します。

(ウ) 他品目を組み合わせた複合経営

- 大規模経営における従業員等の労働力の有効活用や、茶以外の品目導入による収益確保を目的に、他品目との組み合わせによる複合経営を推進します。
- 茶の農繁期と重ならない新品目の導入を地域全体で推進して産地化を図るとともに、JA等と連携し、野菜などの新品目における共同出荷体制の構築を推進します。

取組方向 I-1-2 新規就農者や多様な担い手の確保・育成

スムーズな経営継承に向けて、経営体の共同化や法人化を推進するとともに、若手経営者や後継者、現経営者の補佐役となる従業員などに対する労働環境整備や人材育成体制の構築を推進します。

(ア) 人材確保に向けた労働環境・人材育成体制の構築

- 経営体の収益向上と合わせて、親元就農や法人等に就職する人材の確保に向けた労働環境や人材育成体制の充実に取り組みます。
- 就業フェア、インターンシップ等を活用して新たな担い手の確保につなげるとともに、各種補助事業の活用や研修技術支援により新規就農者の定着を支援します。
- 従業員の雇用や経営継承の円滑化に向け、家族経営の経営体に対して、共同化による組織経営や法人経営への転換を進めます。
- 法人等の経営者に対して雇用する若者等の労働環境や人材育成体制の整備に向けた意識啓発を推進します。

- 農業経営の法人化や規模拡大、円滑な経営継承等に当たっては、農業経営相談所を通じて、税理士や中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家を派遣し、経営体に応じた課題解決を図ります。
- 若手経営者や後継者、現経営者の補佐役となる従業員に対しては、「みえ農業版 MBA 養成塾」などの研修制度の活用を通じて、自らがビジネスプランを描くことのできる経営センスを持った人材への育成を推進します。

(イ) 多様な働き手を活用する仕組みづくり

- 農繁期における労働力不足に対応するため、多様な働き手（若者や女性、障がい者、兼業・副業者など）を活用する仕組みを構築するとともに、その働き手と経営体とマッチングする仕組みを推進します。

取組方向 I-1-3 生産効率の高い生産基盤づくり

生産効率の高い生産基盤づくりに向けて、茶園の集約・集積や整備・改良、品種分散等を図るとともに、スマート茶業技術の研究開発・実証普及を推進します。製茶工場においては、国補助事業を活用した整備支援を推進します。

また、優良な茶園が荒廃地とならないように、意欲ある経営体に茶園を継承・集積する取組を促進するとともに、野菜等の他作物の導入を推進します。

(ア) 茶園の整備・改良、集積、品種分散、リスク対応の推進

- 「人・農地プラン」の策定に向け、地域での話し合いを活性化させることで、農地中間管理事業を活用した担い手への茶園の集積・集約化を図り、生産効率の高い基盤づくりを推進します。
- 茶園の集積・集約化に合わせ、機械化に対応できる茶園の造成や作業道、防霜ファン等の整備に取り組み、効率的な生産に取り組める茶園づくりを進めます。
- 茶の改植や新植に当たっては、効率的な経営構築のため、現在の主流であるやぶきたに加え、早生・晩生品種の導入を進め、作期分散による作業の分散化や品質の向上を図ります。
- 改植の実施に当たっては、品種特性（被覆特性等）を生かし、防除時期（早晩性）や薬剤選定（耐病虫性）を効率化するため、茶園の集約化と合わせての実施を促進します。

- 新品種の導入に当たっては、「きらり31」「せいめい」「さえあかり」等の高品質、かつ、多収性や耐病性などの特性をもつ品種を活用することで肥料や農薬等の生産コストの軽減及び収益の向上を図ります。
- 消費者の安全・安心な農産物への関心の高まりや持続的生産体系の構築に向け、今後もIPM（総合的病害虫・雑草管理）を基本とした防除を実施するとともに、農薬散布量の削減に資する技術普及に取り組みます。
- 生産性向上や省力化を図りつつ、経営の安定化に向け、飲料メーカー等との連携による契約栽培を活用する生産者も出てきていることから、ドリンク用に適した品質・収量の安定化につながる栽培技術の実証・普及に取り組みます。
- 気象災害に備えるために、基本的栽培技術の励行（干ばつに強い土づくり、秋整枝の高さの指導）や防霜ファンの整備・更新を促進します。また、突然の気象災害へのリスク対応としては、収入保険や農業共済の活用を促進します。

（イ）茶栽培・加工における機械・施設の導入

- 茶栽培における管理機や製茶工場における各種機械において、経年劣化等による更新や機能向上に加え、製茶工場の再編を図るため、国の交付金事業等を活用しながら、経営体の機械整備を支援します。

（ウ）スマート茶業技術等の研究開発・実証普及

- 茶園管理の省力化・効率化を図るため、研究開発、実証普及を通じたスマート技術による茶園のリモート把握、生育・摘採・防除適期予測の取組を推進します。
- スマート農機やスマートフォン、タブレット端末を活用した作業管理ツールによる栽培管理の導入を促進します。

（エ）耕作放棄茶園の発生を防ぐための他作物の導入推進

- 優良な茶園が荒廃地とならないよう、「人・農地プラン」や農地中間管理事業の活用を通じ、新規就農者を含む意欲ある経営体に茶園を継承・集積する取組を促進します。
- 茶業経営の継続が可能となるよう野菜等の他作物の導入（複合経営）を促進します。複合経営においては、JA等と連携し、栽培管理や共同出荷体制の整備、産地化等を目指します。
- 産地において、お茶の生産を継続することが難しいと判断した茶園については、耕作放棄地とならないよう、他品目への転換を促進します。

取組方向 I-1-4 多様なニーズに対応できる生産体制の整備

ライフスタイルの変化等によりお茶に対する消費者ニーズは簡便化志向や本物志向、健康志向など多様化しています。そのため、国内外の実需者ニーズに対応したお茶の生産体制の整備を推進します。

(ア) 国内実需者のニーズに対応できる生産体制の整備

○リーフ茶としての販売のみでなく、ドリンク原料向け、食品加工用抹茶向けなどそれぞれの用途別茶に求められる品質に対応しながら収量の向上やコスト削減に取り組むことで、収益確保できる生産体制の整備を進めます。

○消費者の簡便化志向や本物志向、健康志向などに対応するため、実需者等と連携しながら、伊勢茶のティーバッグ・粉末商品の開発や香りや味に特徴的な品種や機能性を生かした茶商品の開発を推進します。

(イ) 輸出先国の残留農薬基準や消費者ニーズに対応した生産体制の構築

○実需のニーズに合わせて、国内のみでなく、海外を含めた多様な販路に対応できるよう、海外の残留農薬基準に沿った防除を基本とした茶園の拡大を推進します。

○防除方法が異なる輸出向け茶園とそれ以外の茶園を区別するために、ソーニングの実証や、輸出先国の残留農薬基準に沿ったローテーション防除実証を推進します。

○健康面、環境面において海外からのニーズが高い有機栽培茶の面積拡大については、輸出事業者等のマッチングを図りながら、県内における輸出事例をモデル的に創出していくとともに、省力的な有機栽培技術の実証等に取り組むことで、慣行栽培からの転換を図ります。

(ウ) 国際水準GAPの導入推進及び団体認証取得に係るDX

○生産者の経営改善や消費者の食の安全安心に対するニーズに対応するため、国際水準GAPの導入を推進します。

○生産者の経営に負担となる審査費軽減や栽培管理の平準化など内部統制機能の向上につながるようGAPの団体認証の取得を推進します。

○団体認証の取得推進に当たっては、GAP 団体事務局における事務負担の軽減を図るため、栽培履歴等の各種資料の収集・作成においてRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）化を進めます。

取組方向 I-2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化

めざす方向

伊勢茶の取引拡大を図るために、関係機関と連携し、県内市場の活性化を図るとともに、輸出における販売流通体制の整備を推進します。

- ① 市場の活性化や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大
 - (ア) 茶市場における斡旋や販売機能の強化
 - (イ) 国際認証を生かした国内外における販路拡大
- ② 輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備
 - (ア) 輸出に対応できる流通販売体制の整備
 - (イ) 伊勢茶産地からの直接輸出体制の構築

課題

- ・ 茶生産農家の減少、茶価の低迷にともなう取扱金額の減少など取り巻く環境が厳しくなる中、三重県の茶流通について再編し、茶産地として市場体制の強化が求められています。
- ・ 実需者からは海外への販売も踏まえて、国際水準GAP認証や有機JAS認証等の取得を求められていることから、取引拡大のためには積極的な認証取得が必要です。
- ・ 今後海外に販路を拡大するに当たっては、茶工場における衛生管理について、国際規格(FSSC22000等)に沿った認証取得が求められることが考えられます。
- ・ 今後拡大が予想される海外販路への対応として、県外事業者を經由した間接的な輸出については、輸出相手国の残留農薬基準に確実に対応するなど、選ばれる産地となる必要があります。
- ・ 産地からの直接輸出を行う、伊勢茶輸出プロジェクトとしては、株式会社エイチ・アイ・エスとの連携により既存販路への輸出量の拡大と新たな販路の開拓に取り組む必要があります。

具体的な取組内容

取組方向 I-2-1 市場の活性化や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大

伊勢茶の取引拡大を図るために、関係機関と連携し、県内市場の活性化を図るとともに、国際認証の取得を進めながら、国内外への販路拡大に取り組みます。

(ア) 茶市場における斡旋や販売機能の強化

- 市場価格の維持・向上を図るための市場の活性化に向けては、取引方法や市場の集約化も含めた運営方法の合理化について、検討を進めます。
- 市場において、GAPの仕組み等を活用しながら産地における栽培管理の状況を的確に把握し、既存取引先への販売拡大や新規取引先の開拓等にその情報を活かしていくことで、市場の斡旋強化に取り組みます。

(イ) 国際認証を生かした国内外における販路拡大

- 販売機会の拡大を見据え、実需の求める国際水準GAPや有機JASの取得推進を進めます。
- GAPについては、生産者の経営に負担となる審査費軽減や栽培管理の平準化など内部統制機能の向上につながるようGAPの団体認証の取得を推進します。
- 仕上げ茶加工の工程において、米国向けに茶を直接輸出するために必要なFSMA（米国食品安全強化法）認証や、衛生管理における信頼性が高まるFSSC22000（食品安全システム認証）等の認証取得を推進します。
- 国際認証も生かしながら、飲食事業を手掛ける交通関連企業など、様々なチャンネルを活用し販路拡大に取り組みます。

取組方向 I-2-2 輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備

(ア) 輸出に対応できる流通販売体制の整備

- 茶市場において、輸出向け茶の需要拡大に対応していくために、輸出向け防除により生産された茶の情報を包括的に把握する仕組みづくりを行い、集出荷体制の整備など、輸出に即応できる体制づくりを推進します。

(イ) 伊勢茶産地からの直接輸出体制の構築

○伊勢茶輸出プロジェクトにおいて、株式会社エイチ・アイ・エスと連携し、既存販路への輸出量の拡大を図るとともに、新規輸出販路の開拓により産地からの直接輸出できる体制を構築します。

○伊勢茶輸出プロジェクトの取組で得られた、輸出先国ごとの課題や嗜好、求められるロットや品質などを産地にフィードバックし、海外のニーズに合わせた生産を強化することで、伊勢茶産地の輸出対応力の強化に取り組めます。

取組方向Ⅱ 県民運動による伊勢茶の消費拡大の促進

めざす方向

関係機関と連携し、伊勢茶のPRや食育活動の推進、歴史・文化を通じた茶の魅力発信等を実施し、消費拡大を図ります。

- ①茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大
- ②消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案
 - (ア) ティーバッグ、粉末茶等を活用した簡便な飲み方による消費拡大
 - (イ) 茶の機能性を生かした需要の開発
- ③小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進
- ④食育活動の推進
- ⑤伊勢茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信

課題

- ・ 県内において伊勢茶の新たな需要開拓による消費拡大に取り組む必要があります。
- ・ 新たな需要開拓による消費拡大を進めるためには、簡便化志向や健康志向など多様化する消費者ニーズに対応した茶の商品を開発する必要があります。
- ・ 伊勢茶は依然として県内での認知度が低いことから、伊勢茶に接する機会を増やしていくとともに、消費者の関心を高められるよう効果的に情報発信をしていく必要があります。
- ・ 食文化の理解やお茶の文化の継承に向けて、お茶の淹れ方教室や茶摘みなどの体験を含めた食育を広げていき、生活の中で緑茶が飲用される機会を定着させていくことが必要です。
- ・ 茶産地の歴史や手もみ茶製法、茶にまつわる文化など、歴史ある伊勢茶産地ならではの特徴を積極的に活用した情報発信や商品づくりが必要です。

具体的な取組内容

取組方向Ⅱ-1 茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大

- 伊勢茶の認知度向上に向けて、県職員やJA職員、三重県茶業会議所等が伊勢茶営業マンとなり、率先して消費拡大運動の展開を推進します。
 - ・様々な機会をとらえて県民に対し県産品としての伊勢茶について情報発信することで、地産地消としての茶の消費拡大を促します。
 - ・茶の購入シーンで、伊勢茶を選んでもらうために、関係者が一丸となり、伊勢茶の特徴や品質の高さをPRすることで、伊勢茶の露出を増やしていきます。

取組方向Ⅱ-2 消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案

多様な伊勢茶商品やお茶に関するサービスが提供されることで、消費者の選択の幅が広がるよう、意欲的な事業者による消費者のニーズに合った茶の飲み方や楽しみ方の提案を促進します。

(ア) 多様なニーズに対応した消費拡大

- 消費者の茶の簡便化志向に対応しながら、品質の高い伊勢茶を楽しんでもらうために、生産者、茶商、小売事業者等に対し、一番茶等を活用した高級ティーバッグや粉末茶等マイボトルの活用促進につながる伊勢茶商品や、伊勢茶を活用した新たな商品やサービスの創出を推進します。併せてその取組を積極的に発信することで、意欲的な事業者による魅力的なお茶の楽しみ方の提案を促進します。
- 令和3年度に開始した伊勢茶マイボトルキャンペーンにおいて県内企業に提案した簡便で本格的な伊勢茶の楽しみ方について、より多くの県民への浸透を図るため、伊勢茶に愛着があり、その楽しみ方や商品・サービス等に関する情報をSNS等を活用して積極的に発信する消費者を「伊勢茶アンバサダー」に認定し、その活動を促進することで、消費者の伊勢茶に対する愛着度を高めます。
- 茶産地において、観光事業者とも連携し、茶園風景の紹介や茶摘み体験、茶工場見学などのお茶ツーリズムを通じた産地と消費者との交流を促進します。
- 三重テラス等において首都圏の消費者に対し、生産者や日本茶インスト

ラクターと連携し、産地の紹介をまじえたお茶の淹れ方教室等の実施により、伊勢茶の魅力を発信します。

○県外のホテル、レストラン、交通関連企業等様々なチャンネルを活用し、消費者の伊勢茶に触れる機会を増やし認知度向上を図ります。

(イ) 茶の機能性を生かした需要の開発

○食品の健康機能性に対する消費者の関心がますます高まっていることから、カテキンを始めとした茶の機能性に関する情報を積極的に発信していきます。

○伊勢茶の特徴を活かしながら消費者ニーズを捉えることができる商品開発を推進します。特においしい茶に多く含まれるテアニンは、リラックス効果や集中力向上等の作用があることが知られており、これらの機能性を活かした高付加価値商品づくりに向けた研究開発を推進します。

取組方向Ⅱ-3 小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進

○伊勢茶マイボトルキャンペーン等を通じて、県内の量販店や伊勢茶認証店、地物一番協力店舗と連携し、伊勢茶商品の販売や消費者ニーズについて随時意見交換をしながら、購買シーンにおいて、継続して伊勢茶のPRに取り組みます。

○商品としての販売だけでなく、食品事業者と連携した加工品への伊勢茶利用の促進や、飲食店や観光事業者等による飲食シーンでの伊勢茶や伊勢茶を活用した料理、サービスの提供などを促進し、消費者の伊勢茶に触れる機会の拡大を図ります。

取組方向Ⅱ-4 食育活動の推進

○子どもが美味しいお茶の淹れ方や楽しみ方を学び、家庭でお茶に親しむことは、将来の茶文化継承につながることから、学校等において伝統的な急須でのお茶の淹れ方とともに、ティーバッグを活用した簡易な方法での美味しいお茶の淹れ方も併せて教える体験イベント等の実施を促進します。

○小学校の児童等を対象に、品質の高い茶産地としての誇りを醸成するため、国内有数の産地としての本県茶業の学習、茶園や茶工場の見学、伊勢茶の歴史の学習など、伝統ある地域の産業としてのお茶について学ぶ機会の拡大を推進します。

取組方向Ⅱ-5 伊勢茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信

三重県のお茶の歴史は古く、江戸時代には全国をリードするお茶の大産地で、伊勢商人の手で江戸を始め東北地方にまで販売されていたことや、日本全体の茶生産において重要な役割を担ってきました。その歴史や茶道等の文化、地域に残る茶にまつわる食文化などを知ることは伊勢茶や郷土の愛着につながることから、県民への情報発信に取り組みます。

- 伊勢茶の歴史や偉人・史跡・文化などについて、冊子やインターネット等を通じて消費者や小売事業者、観光事業者等に分かりやすい形で提供していきます。また、学校教育においても伊勢茶の歴史等を扱うことを促していきます。
- 亀山市、志摩市の紅茶や、熊野地域で特徴のある番茶など、歴史に紐づく商品や県内各地に残る茶粥などの食文化について、観光資源として情報発信するとともに、歴史や食文化を生かした商品やサービスを創出する取組を支援します。
- 萬古焼や伊賀焼など伝統産品と連携しながら、様々な機会を通じて急須でお茶を楽しむスタイルを伝統文化の魅力とともに発信していきます。
- 県民に対して伊勢茶への愛着を高めるため、博物館等において伊勢茶の歴史、文化を親しみやすく、かつ、分かりやすく伝える企画展示等の情報発信に取り組みます。また、伊勢茶の文化、歴史に関する資料の収集、保存に努めます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制と重点プロジェクトの推進

計画に基づく取組については、県を始め、三重県茶業会議所、三重茶農業協同組合、JA全農みえ、JA、市町などが連携し、オール三重で推進します。

特に、短期集中的に取り組む必要のある重点課題については、プロジェクトを設置して取り組みます。

1 産地構造改革プロジェクト

生産者の所得安定・向上等を図るため、農林水産（農政・農林）事務所、中央農業改良普及センターは、JA、市町、三重県農林水産支援センター等と連携して、農地の集約化や、野菜など新品目の導入による複合経営化などの地域の課題に合わせたテーマを設定し、課題解決に向けたモデル実証等に取り組みます。

具体的には、農林水産（農政・農林）事務所、中央農業改良普及センターが推進主体となり、地域の茶産地の課題を設定した上で、課題に合わせてJA、市町、三重県農林水産支援センター等、プロジェクト構成メンバーを選定し、取組計画を策定します。

取組計画の実践に当たっては、プロジェクト検討会の開催、集落での検討会開催、実証圃の設定等を通じて、課題解決に取り組みます。

【産地構造改革プロジェクト】

●地域プロジェクトメンバー

推進主体：農林水産（農政・農林）事務所・中央農業改良普及センター
構成員：市町、JA、農林水産支援センター、JA 全農みえ、三重茶農協

●プロジェクトの取組

①取組計画の策定

地域課題の整理、プロジェクトチームの編成、取組計画の検討
(テーマ例)

- ・「人・農地プラン」を活用した担い手の明確化と茶園の集約
- ・輸出対応防除に係る茶園のゾーニング
- ・複合経営に向けた野菜等新規品目の導入 等

②計画の実践

プロジェクト検討会の開催、集落での検討会開催、実証圃の設定 等

●県庁プロジェクトメンバー

構成員：農産園芸課、担い手支援課、中央農業改良普及センター
取組内容：プロジェクト運営支援、取組の進捗管理 等

2 伊勢茶輸出促進プロジェクト

県が構成員となっている「伊勢茶輸出プロジェクト」において、令和元年に締結した「三重県と株式会社エイチ・アイ・エスとの食の海外展開に係る戦略的連携協定」に基づき、株式会社エイチ・アイ・エスと連携しながら産地からの直接輸出の拡大に取り組みます。輸出に当たっては、商品としての輸出のみでなく、現地食品企業やレストラン、カフェチェーン等と連携するなど、大口ロットでの原料輸出にも取り組みます。

伊勢茶輸出プロジェクトの取組をモデルとし、輸出に関する要件や海外ニーズ等については産地にフィードバックし、産地の輸出対応力の強化に生かします。

【伊勢茶輸出促進プロジェクト】

伊勢茶輸出プロジェクト

- 推進主体：農産園芸課
- 構成員：生産者、茶商、JA 全農みえ、県
- 取組内容
 - ・プロジェクトの企画・運営
 - ・輸出対象国残留農薬基準への対応
 - ・取組の進捗管理
 - ・構成員の検討
 - ・産地への情報提供

(株)エイチ・アイ・エス

- 取組内容
 - ・海外販路への営業
 - ・新規輸出先の開拓
 - ・輸出向け商品の企画
 - ・伊勢茶プロモーション

輸出情報のフィードバック

- 構成員：中央農業改良普及センター
農業研究所
- 取組内容
 - ・茶園のゾーニングの可能性検討
 - ・輸出先国の残留農薬基準に沿ったローテーション防除の実証
 - ・有機栽培茶の省力的栽培技術の実証

輸出に対応する産地づくり

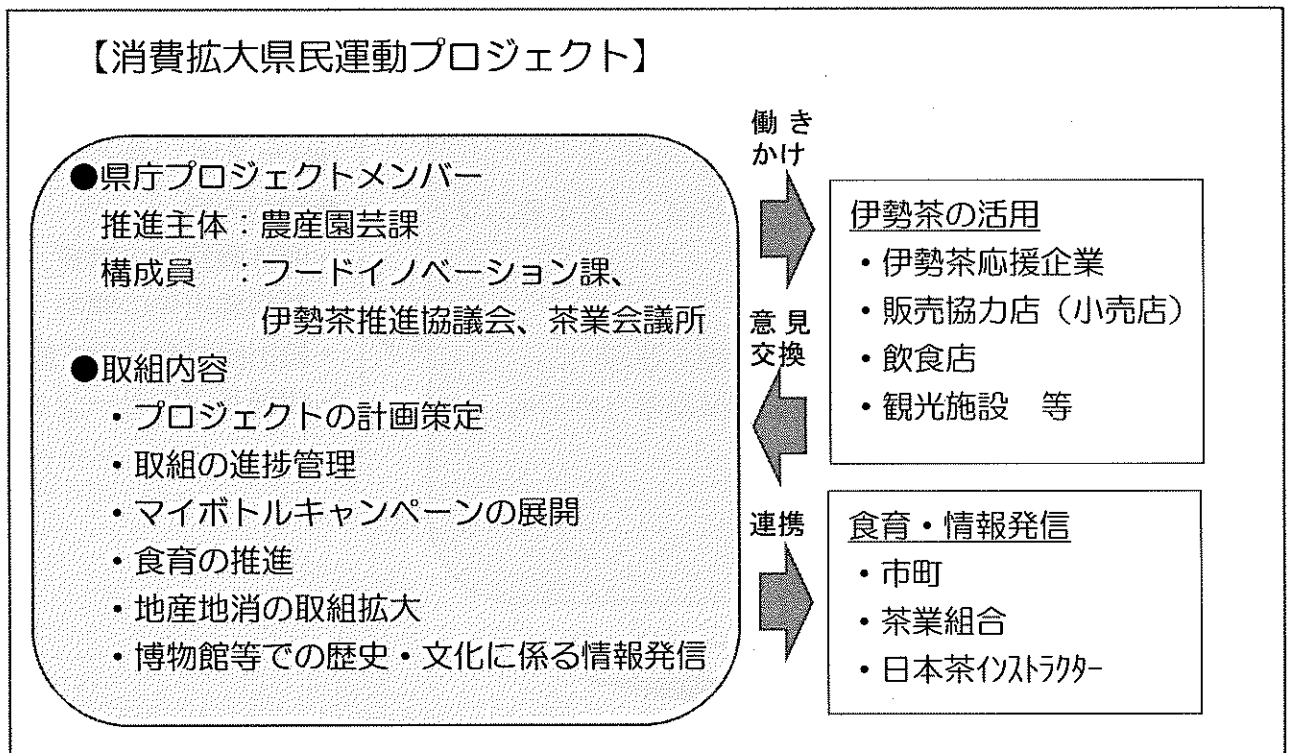
- 生産者、茶商、産地構造改革プロジェクト等
- 取組内容
 - ・輸出対応茶の生産
 - ・実証圃の設置

3 消費拡大県民運動プロジェクト

令和 3 年度にスタートした伊勢茶マイボトルキャンペーンについて、マイボトルで伊勢茶を楽しむスタイルの定着化を図るために、量販店などの店舗で魅力的な伊勢茶の新商品が販売されるよう生産者や茶商、小売店等からの商品創出を推進します。

また、県民が伊勢茶に接する機会を増やすため、飲食や観光など様々なシーンで伊勢茶商品やサービスが提供されるよう、小売店、飲食店、観光事業者等に伊勢茶活用を働きかけていきます。

さらに、歴史・文化など伊勢茶ならではの価値を県民に広く認知してもらうとともに、茶の種類や美味しい飲み方などの伊勢茶としての魅力を伝え、茶の主産地であることを誇りに感じてもらう取組を推進します。



2 進捗管理の実施

JA全農みえ、三重茶農業協同組合、三重県茶業会議所、県（中央農業改良普及センター、三重県農業研究所、農産園芸課）などで構成する伊勢茶振興計画推進検討会（仮）を設置し、毎年度、評価を行うとともに、マネジメントサイクル（PDCA サイクル）の活用により、取組の改善・見直しなどを進めていきます。

